

上越市障害者自立支援協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有するとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに資するため、関係者間の連絡調整を図る場として、上越市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡調整を行う事項)

第2条 協議会において連絡調整を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域における障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）の現状及びニーズの把握に関すること。
- (2) 障害者等に係る相談支援（以下「相談支援」という。）における困難事例の共有及び対応策の検討に関すること。
- (3) 障害者等に係る地域課題の抽出及び対応策の検討に関すること。
- (4) 相談支援を行う事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (5) 上越市障害者福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(参加者)

第3条 協議会の参加者（以下「参加者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援を行う事業者
- (2) 障害者福祉サービスを行う事業者
- (3) 保健及び医療関係者
- (4) 就労及び雇用関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 障害者又は障害者団体関係者
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認める人

(座長及び副座長)

第4条 協議会において議事進行を行うため、座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、参加者の互選により定める。
- 3 座長は、協議会の議事を進行し、参加者の発言を引き出すよう努めるものとする。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 市長は、特定又は専門の事項について連絡調整を行うため必要があるときは、部会その他これに類する会議を開催することができる。

(関係者の出席)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年11月19日から実施する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の実施の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の実施の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。